



絆できらめく ひと・まち・自然 未来へつなぐ 共生の郷

みなさんと議会を結ぶ情報誌

# 議会だより

臨時号

令和4年3月5日発行

# さよう

## 議会の動き!

閉会中の委員会事務調査  
総務常任委員会(1/19)  
産業厚生常任委員会(1/24)

佐用日本語学校は、平成30年から幕山小学校跡地を活用し、地域コミュニティの維持だけでなく、交流人口を増やすため、地域づくり協議会の有志で運営されています。

やまのいえ幕山は、平成30年から幕山小学校跡地を活用し、地域コミュニティの維持だけでなく、交流人口を増やすため、地域づくり協議会の有志で運営されています。

佐用日本語学校は、平成30年から久崎小学校跡地を活用し、海外から生徒を受け入れ、これまでに17人の卒業生を送り出している。現在27人の生徒が在籍しているが、コロナの影響により、入学予定の生徒52人が来日出来ず、母国で待機している状況で、運営面でも大変な様子でした。

卒業生は、日本の大学や、企業に就職する人もあり、「佐用町が第二の故郷だ」と、佐用での就職を希望する生徒もいました。



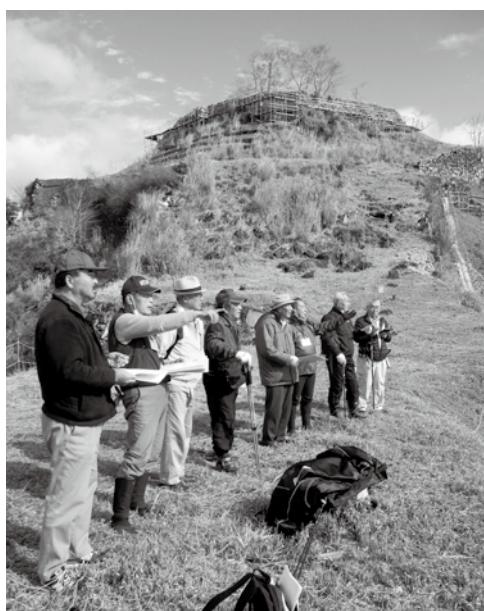
▲ 佐用日本語学校にて



▲ やまのいえ幕山にて

地元食材を使いネット販売も視野に入れた商品開発の提案などもさせていただきましたが、コロナの影響により、入学予定の生徒52人が来日出来ず、母国で待機している状況で、運営面でも大変な様子でした。

「故郷だ」と、佐用での就職を希望する生徒もいました。現在は登れませんが、山城ガイド利用の皆さんからのアンケートでは早く登りたいとのご意見が多く、対応が急がれると思いました。



ボランティアガイドから説明を受ける

トヨレの設置が必要だと感じました。現在は登れませんが、山城ガイド利用の皆さんからのアンケートでは早く登りたいとのご意見が多く、対応が急がれると思いました。

午前中は、利神城の三の丸までの登山道を佐用ガイド協会の方々の案内で1時間あまりかけて登りました。午後は、山城ガイド協会の方々との意見交換を行いました。

午前中は、利神城の三の丸までの登山道を佐用ガイド協会の方々の案内で1時間あまりかけて登りました。午後は、山城ガイド協会の方々との意見交換を行いました。

午前中は、利神城の三の丸までの登山道を佐用ガイド協会の方々の案内で1時間あまりかけて登りました。午後は、山城ガイド協会の方々との意見交換を行いました。

トヨレの設置が必要だと感じました。

午前中は、利神城の三の丸までの登山道を佐用ガイド協会の方々の案内で1時間あまりかけて登りました。午後は、山城ガイド協会の方々との意見交換を行いました。

午前中は、利神城の三の丸までの登山道を佐用ガイド協会の方々の案内で1時間あまりかけて登りました。午後は、山城ガイド協会の方々との意見交換を行いました。

午前中は、利神城の三の丸までの登山道を佐用ガイド協会の方々の案内で1時間あまりかけて登りました。午後は、山城ガイド協会の方々との意見交換を行いました。

午前中は、利神城の三の丸までの登山道を佐用ガイド協会の方々の案内で1時間あまりかけて登りました。午後は、山城ガイド協会の方々との意見交換を行いました。

# 信頼される佐用町議会になるために 全員協議会を開催(2/7)

佐用町議会

議員 岡本義次様

佐議第 645 号  
令和4年2月21日

佐用町議会  
議長 石堂基

## 政治活動に係る「広報チラシ地域回覧」について(厳重注意)

議員個人の政治活動を何ら制限するものではないが、貴殿が今回行った行為（政治活動の名のもとに、広報チラシの不特定地域への回覧要請）に対して、令和4年1月25日付で佐用町議会に対して不信感を表すメール、また、議長並びに各議員、議会事務局あてにも同様の趣旨の意見が寄せられています。

このような貴殿の行為は、全員協議会でも議論させていただいたように、佐用町議会基本条例第17条に抵触するものであり、佐用町議会に対する信頼を著しく失墜させるものです。

今後は、町民からの意見を真摯に受け止め反省し、「広報チラシ地域回覧」の行為はただちにとりやめるとともに、町民の代表者としての責務と規範を正しく認識したうえで、自身の行動及び言動には十分注意するよう、厳重注意いたします。

尚、貴殿には平成27年3月にも文書でもって厳重注意がなされており、再度、議会に対する信頼を失墜させるような行為が無きよう猛省を求めるものです。

佐用町議会では、皆様から信頼され、ご協力とご理解・ご支援をいただくために、日頃より、議員個人の議会活動及び政治活動においては、佐用町議会基本条例を定め、それに基づき活動を行つてきました。

このたび、岡本義次議員の政治活動に対する複数の町民のかたより、疑惑や苦言、問い合わせが寄せられ、佐用町議会として2月7日に緊急の全員協議会を開催し、個人の政治活動に対する議論を深め、佐用町議会基本条例第17条に抵触することなく、また、佐用町議会に対する皆様からの信頼を失墜させることが無いよう、政治活動を各議員が自覚することを再度、確認させていただきました。

皆様には、引き続き、ご支援とご協力・ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

佐用町議会

## 議会だより佐用 臨時号

令和4年3月5日発行

発行・編集：兵庫県佐用町議会

〒679-5380

兵庫県佐用郡佐用町佐用2611-1

TEL : 0790-82-0668

FAX : 0790-82-0685

<http://www.town.sayo.lg.jp>

佐用町議会基本条例※  
第17条とは、  
(議員の政治倫理)  
議員は、町民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

町  
民  
の  
皆  
様  
へ